

## 8 その他生活支援

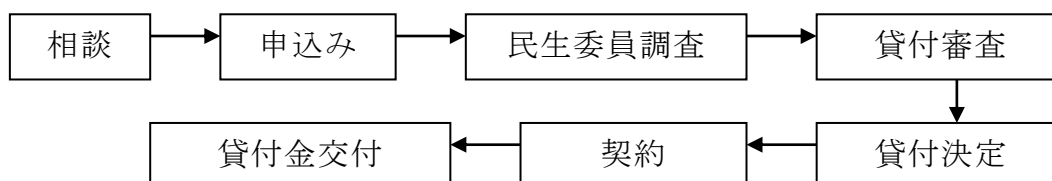
### (1) 生活福祉資金の貸付

富里市社会福祉協議会を通じて資金の貸付を行います。

貸付には、さまざまな条件や書類等が必要となります。

資金の種類		対象世帯	貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	失業者世帯	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間 12月以内
	住宅入居費	失業者世帯	40万円以内
	一時生活再建費	失業者世帯	60万円以内
福祉資金	福祉費	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	580万円以内 資金の用途に応じて目安額を設定
	緊急小口資金	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯	(高校) 月3.5万円以内 (高専・短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内
	就学支度費	低所得世帯	50万円以内
型 不動産担保 生活資金	不動産担保型生活資金	高齢者世帯	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護世帯	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内

貸付までの流れ



☆ 富里市社会福祉協議会、又は居住地の民生委員児童委員へご相談の上、お申し込みください。

☆ 申込みに必要な書類

- ・借入れ申込書・借入れ申込内容、金額を証明するもの
- ・借入れ申込人、連帯保証人の所得を証明するもの（源泉徴収票、市町村の発行する所得証明書等）
- ・印鑑登録証明書（貸付決定後、資金交付の時）
- ・その他富里市社会福祉協議会で指定するもの

☆ 貸付及び返済の条件

- ・貸付金利子は資金によって違います。
- ・原則として連帯保証人が必要です。
- ・一定の据置期間終了後、銀行・郵便局から口座自動引落とし又は振込により返済していただきます。

【問い合わせ先】 富里市社会福祉協議会 TEL 0476-92-2451  
FAX 0476-92-2495

## （２）グループホーム等家賃補助

グループホーム等に入居している障害者が、事業者を支払った家賃の半額（月額25,000円を限度。ただし、特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1とし、月額20,000円を限度。）を助成します。（所得制限あり）

【問い合わせ先】 社会福祉課 TEL 0476-93-4192  
FAX 0476-93-2422

## （３）福祉カー貸出事業

心身障害者（児）及び介護が必要な高齢者の社会参加を促進するため、障害者の家族などに無償（燃料費自己負担）で福祉車両（車いす仕様車）を貸し出します。利用期間は、原則として2日以内で1か月3回までです。ご利用の際には、予約が必要です。

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 TEL 0476-93-4981  
FAX 0476-93-2215

## （４）車いす貸出事業

障害のある方（身体の不自由な方）で介護保険対象外の方や介護保険では借用できない方、又は事故や怪我などにより一時的に車いすが必要な場合、原則3か月以内（必要に応じ延長可能）無料で貸し出します。

【問い合わせ先】 富里市社会福祉協議会 TEL 0476-92-2451  
FAX 0476-92-2495

## (5) 投票制度

障害のある方も等しく選挙権を行使していただくために、次のような制度を設けています。

詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

- ・代理投票

障害などのために字を書くことが困難な方は、投票所で申し出てください。

- ・点字投票

視覚に障害のある方は、点字で投票することができます。投票所で点字で投票したい方は申し出てください。

- ・郵便等による不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている方（一定基準以上の障害に該当する方）や介護保険法の要介護者で区分が『要介護5』に該当する方などは、郵便で投票することができます。投票には、事前に『郵便等投票証明書』の交付を受ける必要がありますので、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ・郵便等による不在者投票代理記載

上記の郵便等による不在者投票ができる方のうち、上肢又は視覚の障害程度が1級の方等は上記の申請の他に、代理記載をさせることができる選挙人であることの証明を受けるための申請、代理記載人の届出が必要となります。

- ・指定病院や指定施設に入院・入所している方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している方は、不在者投票ができます。入院・入所中の病院・施設へご確認ください。

**【問い合わせ先】市選挙管理委員会** TEL 0476-93-1113  
FAX 0476-93-9954